

# 計画の推進方策

## 1. 全ての主体の参加による計画推進

本計画の推進に当たっては、市民・事業者・市の各主体が自主的かつ積極的に取り組むことが急務です。

しかし、市民一人ひとり、一事業所の取り組みだけでは限界があります。各主体の役割に応じて互いに連携し、知恵を出し、協力し合っていくことで、より大きな力が発揮できます。そのため、地域ごと、業種ごと、あるいは市民や事業者といった立場を超えて、地球温暖化対策の取り組みを広げていくことが期待されます。

さらに、近隣や地方の自治体と協力・連携し、東京都や国による施策に協力・連携することで、効果的かつ訴求力のある取り組みを展開していきます。

## 2. 推進・進行管理のための体制

本計画は、市民、事業者、市の各主体の参加のもとで、推進と進行管理を行います。また、中心となる組織として、以下の各組織を位置づけます。

### 環境審議会

環境審議会は、環境基本条例に基づく市長の附属機関で、学識経験者や関係団体の代表者、公募の市民などにより構成されます。

<役割>

- ・ 施策の妥当性の判断や施策の修正などについて、市長に対して提言、具申する
- ・ 地域推進計画の策定や見直しについて審議

### 地域協議会

地域協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づき、事業者、関係団体、市民などのさまざまな主体が参加し、地域での連携・協働による地球温暖化対策を進めるための組織です。早期の設立に向けて、準備を行います。

<役割>

- ・ 市民等への情報発信・普及啓発、協働事業の実施(キャンペーン、セミナー・シンポジウム、社会実験等)、行政や市民等に対する意見・提案などを実施

## 庁内推進委員会（市）

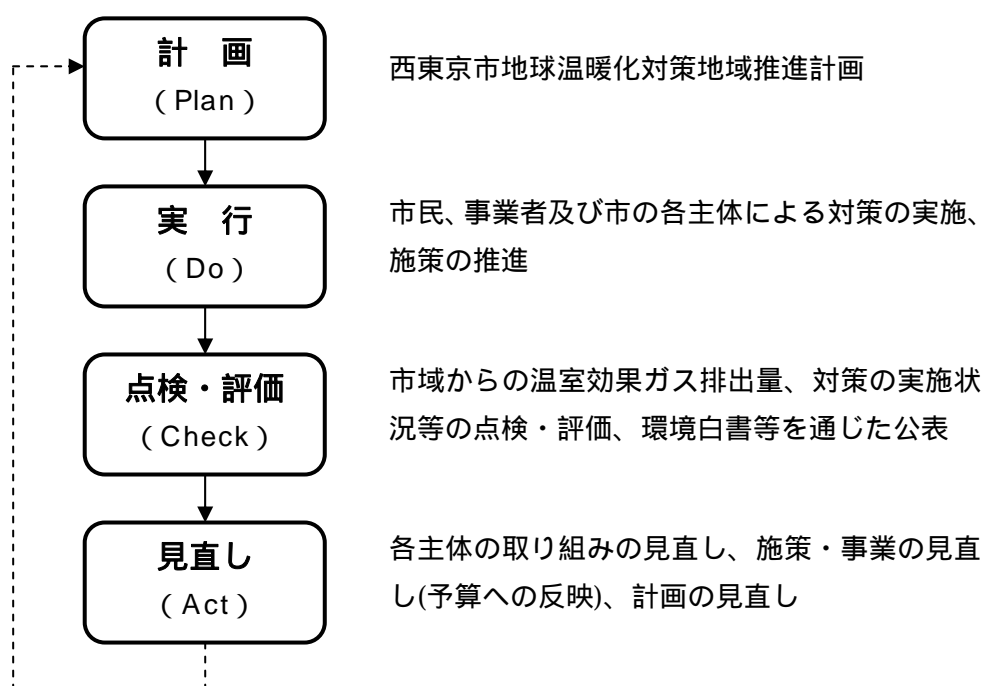
庁内推進委員会は、環境基本計画を行政内で推進する組織であり、各課の環境保全にかかる施策を調整し、積極的に施策を推進するための組織です。

<役割>

- ・ 本計画に基づく各施策の調整・推進を図るとともに、計画の進捗状況の評価・点検、その後の方向性の検討などを行う

## 3. P D C A サイクルによる計画の進行管理

本計画の実効性ある推進のためには、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Act）といった、P D C A サイクルを基本として、計画の進行管理を行います。



## 4. 点検・評価・公表

本計画の進行管理に当り、次の項目について、点検・評価・公表を行います。

項 目	頻度
温室効果ガス排出量の点検（統計資料の活用）	毎年度
取り組みの実施状況の点検（アンケート等により対策の実施状況や対策効果を把握）	3年程度毎
行動目標(重点施策)や事業実施状況の点検（庁内推進委員会を中心に把握）	毎年度
環境白書を作成・公表	毎年度